

11月は

児童虐待防止推進月間です

～ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪～

問合せ こども課育成支援係

子どもの身体や心を傷つけ、生涯にわたって深刻な影響を及ぼす児童虐待。児童虐待は増加の一途をたどり、悲惨な事件があとを絶ちません。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。周囲の皆さん、「不自然なケガをしょっちゅうしている子がいる」、「隣の家から子どもの激しい泣き声が毎晩聞こえる」など心配なことはありませんか。「虐待かも」と思ったらすぐにお電話をください。あなたのその行動が子どもを、そして保護者を救う“始めの一歩”です。

子育て中の皆さん、「自分の子育てに自信がない」、「子どものさ細な言動にイライラしてしまう」などと悩んでいませんか。

不安や心配は1人で抱えこまず、思いきってSOSを出してください。そして一緒に解決策を考えていきましょう。



市家庭児童相談室
(夜間)

児童相談所全国共通ダイヤル

※お住まいの地域の児童相談所につながります。

☎(41)8810

☎(41)3311

☎0570(064)000

児童虐待とは

【身体的虐待】

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

【性的虐待】

子どもへの性的行為、ポルノグラフィーの被写体にするなど

【ネグレクト】

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車のなかに放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

【心理的虐待】

言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス）など

虐待は保護者を責めても解決になりません

多くの場合、保護者自身が後悔し、やめなければと思っています。専門機関への相談（通告）は、こうして悩み、苦しんでいる保護者が専門機関と出会い、援助を受けるきっかけにもなります。

虐待は隠されていることがほとんどです

虐待している保護者はもちろん、虐待されている子どもも自ら助けを求めることはなかなかできません。表面化しにくい虐待をくい止めるためには、周囲の皆さんの“気づき”がとても大切です。

【あなたの周囲でこんなことはありませんか】

◆子どもの様子

- ・不自然に保護者に密着している
- ・保護者を怖がっている
- ・ひどく緊張している
- ・体重・身長が著しく年齢相応でない
- ・子どもと保護者の視線がほとんど合わない
- ・言動が乱暴である

◆保護者の様子

- ・子どもが受けた外傷の状況と保護者の説明のつじつまが合わない
- ・「死にたい」、「殺したい」、「心中したい」などと言う
- ・子どもの養育に関して拒否的・無関心
- ・泣いてもあやさない
- ・絶え間なく子どもを叱る、ののしる
- ・家庭内が著しく不衛生である